

環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 89 号
最近改正 令和 3 年 7 月 21 日 横浜市告示第 454 号
(改正施行 令和 3 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 39 条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

事業者は、条例第 38 条に規定する環境への負荷を継続的に低減するための事項を実施するに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

1 有害な物質の使用の回避

- (1) 物の製造に用いる原材料には、無害な原材料又はより有害性の低い原材料を選択すること。
- (2) 脱脂洗浄施設等で用いるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の有機塩素系溶剤の使用に当たっては、代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化、排出ガス及び排水の吸着回収装置の設置等の排出防止対策を実施すること。

2 有害な物質の発生の防止

- (1) 熱源及び燃料については、電気又は液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガスその他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の発生量がより少ない良質燃料を使用すること。ただし、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設に使用する燃料については、特別な事情がない限り、気体燃料（液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガス等）とすること。
- (2) ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式等、最新の低公害型機器や技術を採用することにより、窒素酸化物の発生量を低減させるとともに、運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持すること。また、脱硝装置、脱硫装置、バグフィルター等の公害防止設備を設ける等、必要に応じ有害な物質の排出量を低減させるよう、適切な排出防止対策を実施し、周辺への汚染が少なくなるよう、排出ガスの拡散に関する対策を講ずること。
- (3) 光化学オキシダントの発生の原因物質である揮発性有機化合物を使用する塗装、印刷、接着等の作業に当たっては、大気中への年間の揮発性有機化合物の排出量を把握し、揮発性有機化合物を含まないもの又はその含有量の少ないものへ転換すること等により、揮発性有機化合物の排出量を削減すること。
- (4) 焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること、燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により、燃焼の適正管理を徹底すること。また、ばいじん、悪臭、ダイオキシン類等の有害な物質の排出防止対策の採用が困難な小規模焼却炉にあっては、その使用を避けること。

3 原材料及び水の使用等の見直し

- (1) 冷却用水の循環使用、生産工程における水の再利用、雨水の利用等により水の使用量を削減すること。
- (2) 排水については、排水温度、排水量及び流速の適正化を図ること。
- (3) 製造工程等から廃棄物を発生させないよう、製造方法及び原材料についてあらかじめ十分検討すること。
- (4) やむを得ず発生した廃棄物は、再使用、再生利用及び減量化を行うこと。

4 公共用水域の富栄養化の防止

- (1) 窒素又は^{りん}を含有する副原料、防^{せい}錆剤、清缶剤、洗浄剤等は、その使用量を削減するとともに、窒素及び^{りん}を含まないか又はそれらの含有量が少ないものに転換すること。
- (2) 窒素又は^{りん}を含む排水を排出する場合にあっては、窒素又は^{りん}を除去する機能を有する排水処理施設を設置すること。

5 生活系排水の処理

し尿その他の生活に起因する排水を公共用水域に排出する者は、公共用水域の水質保全を推進するため、次の各号に掲げる事業所の区分に応じて定める構造方法を有する浄化槽を設置し、適正処理をすること。

(1) 処理対象人員が 51 人以上 500 人以下の事業所

し尿浄化槽の構造（昭和 55 年建設省告示第 1292 号。以下「建設省告示第 1292 号」という。）第 6 の構造方法を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 処理対象人員が 501 人以上の事業所

建設省告示第 1292 号第 7 の構造方法を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの

6 プラスチックの流出防止

公共用水域にプラスチックが流出することによる汚染を防止するため、樹脂ペレットを使用等する場合には、次により環境中に樹脂ペレットが漏出することのないようにすること。

(1) 管理体制の整備

樹脂ペレットの取扱いに関する作業管理マニュアルを策定し、その内容に基づき従業員等に対し教育を行うとともに、マニュアルの周知徹底を図ること。

(2) こぼれ対策及び清掃等の徹底

作業に伴い樹脂ペレットがこぼれることのないよう、使い残した樹脂ペレットを保管する際には容器又は包装の口を塞ぐ等、注意して作業を行うこと。また、樹脂ペレットがこぼれた場合には、速やかに清掃及び捕集を行い、樹脂ペレットを回収すること。

(3) 委託処理時の対応

外部事業者に処理を委託する場合には、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することのないよう、適切な取扱方法について取決めを行うこと。

(4) 捕集設備の設置

こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれのある排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設けること。

7 悪臭の発生の防止

悪臭の発生を伴う施設等は、密閉性の高い建物内に収納するとともに、施設等の構造及び作業内容の改善を図ること。また、必要に応じ、活性炭吸着処理装置等、高効率の脱臭装置を設置すること。

8 騒音及び振動の低減

(1) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、より低騒音又は低振動のものを採用すること。

(2) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、遮音性の高い建物内に設置するとともに、消音器、防音カバー、防音壁の設置、防振ゴムの採用、基礎を堅固なものにする等の対策を講ずること。

(3) 騒音又は振動の発生源となる施設又は機器類は、周辺地域への騒音又は振動を減衰するため、敷地の境界から離れた位置に配置すること。

(4) 駐車場の設置に当たっては、隣地への騒音、排気、景観や目隠しを兼ねた緑化等に配慮すること。特に、機械式駐車場を設置する場合には、隣地への騒音低減のため離隔距離を確保し、防音壁等の設置に努めること。

9 遺伝子組換え実験等に伴う排出ガス、廃液などの処理

(1) 生物材料の使用に当たっては、安全性の高いものを選定するとともに、その安全性のレベルに応じて適切な処理施設を設置すること。

(2) 排出ガス対策としては、有機溶剤は活性炭処理、組換え体エアロゾルは H E P A フィルターを使うなど適正な処理を行うこと。

(3) 廃液対策としては、酸、アルカリ、有機溶剤など種類に適した処理を行い、必要に応じて、オートクレープで滅菌処理を行うなど適正な処理を行うこと。

(4) 廃棄物対策としては、廃酸、廃アルカリ、廃油など適正な分別を、また、組換え体や組換え体付着物などは、オートクレープで滅菌処理をした後、廃棄物として適正な処理を行うこと。

10 船舶による汚染の防止

(1) 大型船舶が使用する燃料は、A 重油以上の良質な燃料とすること。また、荷役等の動力は、陸上動力を使用すること。

(2) ガソリン、ナフサ、ベンゼン等の炭化水素系物質を船舶出荷する場合には、その回収処理装置を設置し、揮散を防止すること。

(3) 油漏れ等による海洋等の汚染を防止すること。

11 地域環境の保全

(1) 緩衝帯、法面、残地、屋上等の緑化に際しては、郷土種を中心に多様な植物を混植するなど、生物生息環境の確保や地域環境資源の保全又は活用に配慮すること。

(2) 地域の地下水かん養機能を保全するため、透水性舗装の採用、緑化及び雨水浸透ます等の雨水浸透施設を設置すること。

- (3) 屋外照明（屋外広告物又は屋外広告行為に付帯する照明を含む。）の設置及び運用に当たっては、良好な光環境の形成及び地球温暖化防止のため、次の事項について留意すること。
- ア 光害対策ガイドライン（平成18年12月環境省改訂）に基づき設計し、及び設置すること。
 - イ 周辺環境の明るさとの調和を図ること。
 - ウ 営業時間以外は、消灯する、輝度を落とす等、省エネルギーに努めること。
- (4) 周辺の地域環境に影響を及ぼすおそれのある事項や、低周波音、光害等、科学的知見が十分でない事項にあっても、その施設等の配置、形状等について配慮すること。
- (5) 事業者は、地域環境に問題が生じたときは、周辺住民と十分に話し合い、相互に協力して円満に解決するよう努めること。